

## 令和6年度茨城アフターデスティネーションキャンペーンプロモーション業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和6年度茨城アフターデスティネーションキャンペーンプロモーション業務

### 2 業務目的

令和6年秋にいばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する茨城アフターデスティネーションキャンペーン※（以下「アフターDC」という。）に向け、アフターDC及び本県観光に関する動画配信の他、WEBやSNS、さらにはマスメディア等を活用したプロモーションを実施し、有効なターゲットに対して茨城の魅力を国内外へ発信することで、茨城観光のプレゼンスを高め、もって新たな観光需要の獲得を図る。

#### (※) デスティネーションキャンペーン（DC）について

JRグループ6社と地域（県・市町村・地域観光事業者）が一体となって実施する国内最大規模の国内向け観光キャンペーン。

#### ○期 間

令和4年10月～12月：プレDC

令和5年10月～12月：本DC

令和6年10月～12月：アフターDC

#### ○キャッチコピー

「体験王国いばらき」・「想像超えいばらき」

#### ○テーマ

「アウトドア」・「食」・「新たな旅のスタイル」

### 3 契約期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

### 4 業務内容

受託者は、以下に掲げる業務を行う。

なお、各業務における実際の実施内容については、受託者の提案を基に協議会と協議の上協議会長が決定する。受託者は決定した実施内容を踏まえ、実施計画書を作成する。

#### (1) 茨城アフターDC 観光プロモーション動画制作業務

以下の内容を踏まえ、体験王国いばらきの魅力を国内外に訴求する観光PR動画の企画・撮影・制作を行うこと。

ア 茨城DCのキャッチコピーやテーマに関連した本県の魅力ある観光コンテンツを効果的に訴求させることができる1分程度の動画を、1本以上、企画・撮影・制作すること（配信期間：令和6年8月下旬～）。

イ 各動画の尺調整（15秒、30秒）や縦横比調整、ファイル形式など、掲出するメディアに応じて柔軟に対応すること（掲出先：WEB広告、各種デジタルサイネージ、トレインチャンネル、県観光公式HP・SNS等を想定）。

- ウ 最新鋭の機材や映像技術を活用する等して、視聴者の心をつかむような映像に仕上げる
- エ BGM等の音楽素材の使用に関しては、著作権等の問題が発生しないよう、権利関係の
- オ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないよう、権利関係の手続き等を適
- カ 撮影場所や画像等の使用に係る全ての許諾手続きは、受託者にて実施すること。

(2) インフルエンサー（観光誘客に係る影響力を持つ者）を活用した茨城アフターDC 特別プロモーション動画制作業務

以下の内容を踏まえ、インフルエンサーを活用し、広く話題を集めるインパクトある観光PR動画の企画・撮影・制作を行うこと。

- ア 茨城DCのキャッチコピーやテーマに関連した本県の魅力ある観光コンテンツを効果的に訴求させることができる動画を、以下のコンセプトに沿って企画、撮影、制作すること。なお、コンセプトの中で提示している観光地の組合せ以外に本県の観光コンテンツの訴求を期待できるものがあれば積極的に提案すること。

○茨城アフターDC特別プロモーションコンセプト「いばらきの逆襲」

本プロモーションのコンセプトを「いばらきの逆襲」とし、茨城の代表的な観光地と全国各地の観光名所を3組程度、観光ポテンシャル、グルメ、新たな施策・イベント等のテーマ毎に対決（比較）させ、最終的にWEB投票等により勝敗を決定する。

[対決イメージ]

①筑波山 対 高尾山

②茨城の花名所 対 栃木の花名所

※茨城の花名所として、国営ひたち海浜公園（ひたちなか市）、いばらきフラワーパーク（石岡市）、偕楽園、栃木の花名所として、あしかがフラワーパーク（足利市）、那須フラワーワールド（那須郡那須町）をそれぞれ想定。

③霞ヶ浦 対 琵琶湖

- イ 対決企画に先立ち、本プロモーションの導入として興味・関心を喚起するような数分程度の予告動画を1本、企画・撮影・制作すること（配信期間：令和6年8月下旬～）。
- ウ 上記イにより制作する動画を除き、本業務において制作する動画の本数及び各動画の時間は任意とする。ただし、アフターDC期間中に継続的に誘客を促進できるよう、令和6年9月から11月までは1か月当たり1回程度の頻度で動画を配信するものとする。なお、動画は本県公式観光HPやSNS等で公開するものとするが、これらの配信方法以外に適当と判断される媒体や発信方法があれば、代替案（テレビ番組での放映等）を提案することは差し支えない。
- エ 本プロモーション動画の制作に当たり、インフルエンサーを1組以上起用すること。起用するインフルエンサーについては、本県観光の誘客促進に当たって有効に情報発信ができると判断される者を提案すること。なお、上記要件を満たす者であれば、起用するインフルエンサーの出身や出生等、本県との縁の有無は問わないものとする。また、インフルエンサーの起用に関しては肖像権

- 等の問題が発生しないよう、権利関係の手続き等を適正に行うこと。
- オ 最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心をつかむような映像に仕上げる
- カ BGM等の音楽素材の使用に関しては、著作権等の問題が発生しないよう、権利関係の手続きを適正に行うこと。
- キ 撮影場所や画像等の使用に係る全ての許諾手続きは、受託者にて実施すること。

(3) WEBやSNSを活用した茨城アフターDC機運醸成業務

県民や本県旅行者、上記プロモーション動画の視聴者等が本県観光の魅力について、自らが情報発信者としてWEBやSNS上で情報発信を行いたくなるような県民（視聴者）参加型の企画を提案・実施すること。なお、本企画は（2）のコンセプトを踏まえたもの（WEB投票による対決等）とすること。

ア 実施期間

令和6年9月～12月

イ 景品等経費

本業務に必要とされる景品等経費は本委託契約に含まないものとする。

プレゼント企画等、個人への給付に当たる企画を実施する場合、その際に発生する経費負担については、協議会と協議の上決定する。

5 納品等

成果品の納品については以下のとおりとする。なお、協議会からの要請に基づき、各成果品の納期や手法について、柔軟に対応すること。

(1) 納入すべき物品

ア 実施計画書

紙：1部

データ：CD又はDVD等1部

※PDF及び編集可能データ（docx、pptx形式等）

イ 実績報告書

紙：1部

データ：DVD等1部

※履行業務の全体が分かる資料を添付すること。

ウ プロモーション動画データ（上記4（1）の業務に係るもの）

DVD1部

※形式は問わない。

エ 特別プロモーション動画データ（上記4（2）の業務に係るもの）

①特別プロモーション導入動画（8月下旬配信分）：DVD1部

②特別プロモーション動画（9月以降順次配信分）：各DVD1部

※形式は問わない。

## (2) 納入期限

### ア 実施計画書

令和6年6月28日(金)

※業務履行中の各打合せ時には随時変更や実施結果を反映した経過版を提供すること。

### イ 実績報告書

令和7年1月31日(金)

### ウ プロモーション動画データ(上記4(1)の業務に係るもの)

令和6年8月9日(金)(予定)

### エ 特別プロモーション動画データ(上記4(2)の業務に係るもの)

①特別プロモーション導入動画データ(8月下旬配信分)

令和6年8月9日(金)(予定)

②特別プロモーション動画データ(9月以降順次配信分)

令和6年8月～11月(各動画の配信開始の概ね2週間前を予定)

## (3) 納品先

いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局(茨城県営業戦略部観光戦略課内)

〒310-8555 水戸市笠原町978-6 TEL 029-301-3605

## 6 権利の帰属

業務における制作物の著作権は、原則として協議会に帰属する。ただし、制作物の特性上、協議会への帰属が難しい場合には、協議会と協議のうえ決定する。

## 7 特記事項

- (1) 業務の目的を十分に理解した上で、茨城県の魅力が効果的に伝わる趣向を凝らした企画内容とすること。
- (2) 業務履行に際して必要な広告経費、出演料等、業務委託の企画及び実施に係る一切の費用は全て当初の契約金額に含むものとする。
- (5) 災害等、双方の責任に寄らない不測の事態により本業務におけるプロモーションの全部又は一部を中止する場合には、委託費は中止決定の日までに生じた経費(キャンセル料等を含む)とする。なお、中止について協議会が決定するものとする。
- (6) 協議会が行う他のDC関連事業と一体となったプロモーションを行うため、協議会の求めに応じ適宜情報提供や連絡調整を行うこと。
- (7) 情報発信に使用する静止画又は動画等の素材収集および撮影が必要な場合は、受託者にて行うものとする。
- (8) 受託者は各業務について運営目標(表示回数、クリック回数、再生回数、いいね数、リポスト数等)を示すとともに、実施スケジュール等を記載した実施計画書を協議会と協議のうえ作成することとする。

## 8 その他

- (1) 本業務を円滑に遂行するため、協議会が必要と認めるときは、委託業務の進捗についての報告及び打合せの実施を求めることができるものとする。
- (2) 事業実施に当たっては、受託者の実施体制を示すとともに、協議会とのやり取りを一元的に担う責任者を1名配置すること。
- (3) 本業務について取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び茨城県個人情報の保護に関する条例に則り、適正に取り扱うこととする。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、協議会長が定めることとする。